

令和2年5月27日
青森県危機対策本部

新型コロナウィルス感染症に係る県主催イベント・行事等の開催 の考え方と開催時における対策について

- 5月27日から以下のとおりとする。

1 基本的な考え方

- 県主催のイベント・行事等については、原則として、三つの密（密集・密閉・密接）の発生とともに、大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されないときには、適切な感染防止対策を実施したうえで開催する。

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月27日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目指す	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

2 イベント・行事等開催時の感染防止対策について

- イベント・行事等開催時には、ソーシャルディスタンシングの考え方に基づき、以下の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底する。

- ・ 必要に応じ入場者の制限や誘導等を行うこと
- ・ 参加者間の距離はできるだけ2m（最低でも1m）程度を確保すること
- ・ 会場にアルコール手指消毒液を設置すること
- ・ 会場の換気を十分行うこと

- ・ 参加者への手洗いの推奨を行うこと
- ・ 参加者にマスク着用や咳エチケットの徹底を要請すること
- ・ 発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
- ・ 妊婦、高齢者及び基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること

※ 新型コロナウィルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。